

# 桐生市の空き家対策

「空家等対策の推進に関する特別措置法(空家特措法)」が5月26日に完全施行となり、施行内容を前号でお知らせしました。今号では、「空き家・空き地バンク」など、市の空き家対策をお知らせします。

問い合わせは、空き家対策室対策係(☎内線736)又は定住促進係(☎内線367)へ。

## ▼背景

平成25年に実施された住宅土地統計調査での桐生市における空き家の戸数と割合は、9630戸、17・3パーセントでした。平成15年の空き家戸数は6680戸でしたので、この10年間で約3000戸増えていくことになります。

空き家増加の要因には少子高齢化も密接に関係しています。そのため、空き家の増加で発生する問題は、本市だけ

ではなく全国的な問題であることから、国は、対策のため空家特措法を施行しました。

## ▼空き家を活かす

空き家対策という点、使えない空き家に対する対応と、思われがちですが、そのようになる前の、まだ活用可能な段階での対応により、使えなくなる空き家を減らすことが可能になります。

平成26年度の空き家に関する相談の大半が、管理不全による苦情であったことから、このような状態になる前の段階での空き家活用への対応が求められています。



空き地・空き家バンクを利用して、昨年、川内町に東京都足立区から引越した大沼昭・恵美子さん夫妻です。東京では並びきれなかった本を並べ、ゆったり、ゆっくりとした環境の良い桐生での生活を楽しんでいるそうです。

空き家や空き地の状態が、続くことは、

資源の効果的な利用がなされないだけでなく、管理不足による防犯や防災面の心配や、地域の活力低下にもつながりかねない問題を含んでいます。

## ▼空き家・空き地バンク

市では、空き家やその跡地の利活用策として、移住・定住促進や空き家の活用などの目的で、空き家や空き地を「売りたい・貸したい」という個人の物件情報を市ホームページなどで紹介する「空き家・空き地バンク」事業を平成18年度から実施しています。事業開始から平成26年度までの総登録件数は179件、成約件数は80件となっています。今年度からは特措法の空き家利活用の受け皿という意味も含め、より積極的にバンクでの登録と情報発信に努めています。なお、空き家・空き地バンクの登録には一定の要件がありますので、詳しいことはお問い合わせください。

## ▼空き家での移住・定住施策

市では、空き家や空き地の情報を活用して移住・定住促進につなげるため、群馬県とも連携しながら、移住を検討している人を対象にした移住相談会を東京で開催しています。また、桐生に来て、バン

クに登録している物件を直接見ていただく「空き家見学会」も行っていきます。それらと併せて、住宅取得応援事業や子育て応援などの桐生の移住応援策の情報発信も行っています。

## ▼空き家などの相談は

所有者が適正な管理を行っていない場合は、空き家の問題は起りません。しかし、空き家問題にはそれぞれの事情が絡み、解決までに時間を要するものが多く見られます。市では、丁寧に対応し、解決に結び付けていくよう心掛けていきます。

また、今年4月からは、空き家対策室(市役所5階、☎内線367)を設置し、空き家に関する相談の窓口を一本化して対応を行っていますので、お気軽に御相談ください。



移住相談会の様子

広告